



2010～2011年度

中津平成週報

Rotary Club Of Nakatsu Heisei



2010～2011年度
国際ロータリー・テーマ

地域を育み、
大陸をつなぐ

国際ロータリー会長

レイ・クリンギンスミス

国際ロータリー2720地区 **中津平成ロータリークラブ**

会長 青木 秀暢 幹事 土居 孝信 会報担当 二反田新一 梶屋 武 クラブ広報委員長 大和 裕武

例会日/毎週木曜日 12:30

例会場/グランプラザ中津ホテル TEL 0979-24-7111

事務局/〒871-0055 中津市殿町1383の1 中津商工会館2F

TEL 0979-22-9716 FAX 0979-22-9722

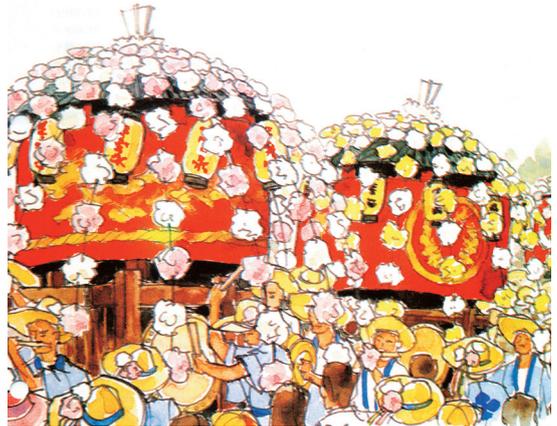
e-mail office@n-heisei.org

<http://www.n-heisei.org/>

第998回例会 平成22年10月28日 (木)

●本日の例会プログラム ゲスト卓話「救急業務の現状について」
中津広域消防署副署長 相原一美氏

◎次回例会プログラム ゲスト卓話「ダイハツ九州の現況」
ダイハツ九州 近藤常務取締役



前回(997回例会)の記録

平成22年10月21日(木)

■ゲスト

特別養護老人ホーム
(悠久の里)
施設長 那須千代様

■出席報告

会員数 25名
免除者数 1名
対象者数 24名
本日出席者 16名
欠席者数 8名
出席率 **66.67%**

■ビジター

伊東右人君(中津RC)
中野登君(中津RC)

■前々回出席報告の修正

前々回欠席者 3名

メイクアップ 2名

欠席者 1名

修正出席率 88.00% → **96.00%**

●メイクアップ

若松(中津中央RC)
土居(中津RC)

●欠席者

松本

◎ロータリーソング それでこそロータリー

◎会長の時間 会長 青木秀暢

今日は面白い記事がありましたので、少しですが、ご紹介します。

融けにくい氷の作り方です。一度沸騰させた水を30度ぐらいまで冷やした後、製氷皿に入れて冷凍庫で保管します。こうすると融けにくい氷が出来ますのです。こうして作った氷は、水道水を直接凍らせた物より20分は長くもちます。その理由は、沸騰によって水分中の空気が抜ける為です。水の密度が濃くなって融けにくい氷になった訳です。

塩を使っても氷はとけにくくなりますが、飲み物や食べ物に塩分が移ってしまうのでまずいでしょう。その点沸騰した後の氷なら味もいいし、透明度も高いとの事です。こんな記事が載っていましたのでお伝えいたします。



◎幹事報告 若松元幹事

●例会変更

・中津RC 11/3(水) → 休会(法定休日)、11/10(水) 18:30～ 山形南RC 歓迎夜間例会

・中津中央RC 11/2(火) 12:30～ いずみの園(職場例会)、11/9(火) 12:30～ 薦神社(観菊例会)

・宇佐2001・宇佐八幡・日出・豊前西・別府・別府東・大分・大分城西・大分東・大分臨海・大分1985 各RC

●報告事項

・中津RC、中津中央RC11月例会プログラム届く

・第30回「人権を守る市民の集い」の開催案内

・2720地区「国際奉仕、社会奉仕合同セミナー」開催案内





◎例会の食事メニュー

季節のスペシャルランチ



◎委員会報告

・会員増強担当 出納会員

来月、第四例会で「会員増強フォーラム」を開きます。会員増強の方策や新入会員候補の推薦等、どうぞよろしくお願いします。

◎ニコニコボックス 担当：奉仕プロジェクト委員会

○熊谷会員

本日はゲストに那須施設長様にお越し頂きました。私の父も那須さんの施設には大変お世話になりました。今日は久々にお目にかかれて、懐かしくまた、うれしく思っています。

○川崎会員

先週は仕事関係で上海に行ってまいりました。万博会場にも足を運びましたが、あまりにも人が多く、人気の中国館ではVIP待遇であるにもかかわらず、二時間も待ちました。そのような訳で、あまりパビリオンに入ることは出来ませんでした。私にとっては初めての中国でもあり貴重な体験が出来ました。

◎ゲスト卓話

「介護保険制度について」

特別養護老人ホーム「悠久の里」
施設長 那須千代様



●介護保険制度は、介護を必要とする状態となっても、自立した生活ができるよう、高齢者の介護を国民みんなで支える仕組みです。そしてまた、できるだけ従来の生活が続けられるように、介護予防を通じて支援する仕組みでもあります。

要介護認定で「要介護」と判定された方には介護給付が、「要支援」と判定された方には予防給付が提供されます。「非該当」という判定であった方にも、要介護・要支援になるおそれがあれば、介護予防のプログラム（特定高齢者介護予防事業）が提供されます。年1回の健診等を通じて、要介護・要支援になるおそれがないかどうか定期的なチェックが行われます。このほか、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、総合相談・支援や権利擁護も行われています。

●介護保険のあらまし

介護保険制度は40歳以上の国民が納める保険料と税金で運営されており、その運営主体（保険者）は、市町村・東京23区です。サービスが受けられるのは、65歳以上の寝たきりや認知症などの方と40～64歳で特定の疾病により介護が必要と認められた方になります。

●サービスが受けられる方

・65歳以上の方（第1号被保険者）

寝たきりや認知症などで常に介護を必要とする状態（要介護状態）や、常時の介護までは必要ないが身支度など日常生活に支援が必要な状態（要支援状態）になった場合にサービスが受けられます。

・40歳から64歳までの方（第2号被保険者）

初老期の認知症、脳血管疾患など老化が原因とされる以下の病気（特定疾病）により要介護状態や要支援状態になった場合にサービスが受けられます。

●特別養護老人ホーム、いわゆる「特養」は、社会福祉法人の運営による公的施設で、これは国の資金が投入されているため、入居費用も総じて安くすむ。（その代わり入居希望も殺到しており、入居まで数年待ちも珍しくない。また、対象は中・重度の要介護者のみ。）

●介護保険の問題点

- ①介護保険法の改正で食費等個人負担額が増え、所得別負担により複雑になっている。
- ②報酬の低さによる介護人員不足。
- ③自立と認定されると介護保険のサービスが受けられない。
- ④介護認定、ケアプラン作成、介護施設サービスと担当者が異なっていてトラブルの原因となっている。

◎介護保険の問題点は、一人暮らしの孤独死や、介護疲れの自殺等の社会問題につながっている事を考える必要がある。

